

「スポーツ中の事故における賠償責任」



Legal Pro.

弁護士
法人 **リーガル プロ**

「スポーツ中の事故における賠償責任」

■第1 はじめに

スポーツ基本法において、スポーツは「世界共通の人類の文化」とされており、スポーツが多面にわたり重要な役割を有していることが確認されている。

現在においては、スポーツはより推進されるべきものであり、スポーツを行うことに萎縮的効果が生じないような考え方がなされるべきであろう。

ただ、多くのスポーツにおいては怪我というものが身近に存在する。特に、相手と直接に競い合う場合や体の接触を伴うような場合には、相手の行為によって怪我が生じることは当然予想される。

そのときの責任について法律的問題が生じることがしばしばある。以下で事例ごとに検討をしてみる。

■第2 テニススクールでの事故

- 1 上述のように、スポーツの価値やスポーツに内包する危険性の存在から、スポーツを行って怪我をしたとしても、基本的には自己責任として評価されるべきものである。

すなわち、スポーツ中の怪我は、第三者に損害賠償や慰謝料の請求ができないのが原則である。

- 2 もっとも、テニススクールやテニスコーチに対しては、請求が認められる余地がある。なぜなら、スクール料に対するサービスとして行われているときは、怪我を負わせない義務(受講者の清明、身体を損なうことのないよう受講者の資質、能力、受講目的に応じた適切な手段、方法で指導をなすべき注意義務)があるとされており、そうしたとしてもコーチ等の技能があれば容易にその履行は可能であると評価されるからである(横浜地判昭和58・8・24)。

但し、怪我をした際に、自身の対応が悪かった(指示にそった行動をしていなかった等)場合には、過失相殺がなされる余地がある。

■第3 学校部活中の事故

- 1 原則的な考え方は既述の通りである。

学校の部活での事故も概ねテニススクールでの事故と同様に考えることができる。

- 2 加害者に対しては、基本的に責任追及はできない。

しかし、柔道の部活で絞め技によって下級生を死亡させたケースでは、加害者に責任を負わせたケースがある(千葉地判昭和49・9・9)

- 3 また、学校や監督についても、部活動における怪我は容易に予見できるため、対策措置を講じる義務(学校側には在学契約の中に当然学生の生命、身体の安全に配慮する義務がある。)があり、これに違反していることが比較的多いと思われる。